

子育て中のママ、パパ

身近に遊べるお友達はいますか？
安心して遊べる場所はありますか？
誰かとお話したいと思つていていますか？
遊びのび遊んで、親子で学び、助け合つて子育てを楽しめます。

子育て期

子育て支援センター

与謝野町内に3か所の子育て支援センターを設置。センターは、「遊び・集い・おしゃべり」など、子どもと一緒に楽しむオープンスペースです。親と子どもの友達づくりの場としてご活用ください。利用料は原則無料。就学前児童とその保護者、出産を控えたママなどがご利用いただけます。



毎週月～金曜日に開設
午前9時半～午後2時半



毎週月・水・金曜日に開設
午前10時～午後3時

野田川子育て支援センター

旧岩屋保育所を利用しているため、室内も屋外も広くのびのび遊べます。お名前呼びやお誕生日会などの楽しい企画や、保健師相談も行っており子育て・孫育てのお手伝いを

ゆったりと過ごせる広場スペース、思いっきり遊べる園庭、種まきから収穫体験ができる畑。季節を感じられる居心地の良い雰囲気で少しの時間でも立ち寄れるアットホームなセンターです。

岩滝子育て支援センター

しています。先輩ママさんと指導員でお待ちしています。



毎週火・水・木曜日に開設
午前10時～午後3時

地域共生型福祉施設「やすらの里」の中に設置。施設内はさまざまな人が出入りし多世代交流、地域交流ができます。ゆったりとした時間を過ごせて、赤ちゃん向けのプログラムも充実。

お昼には敷地内にある「花音」のランチをテラス席で楽しむこともあります。



チャイルドシート購入助成

— 6歳未満児は必須 —

令和2年度から子育てに欠かせない「チャイルドシート（ジュニアシート含む）」の購入費の一部を補助する制度を開始。

- 上限額 1万円（1万円に満たない場合は購入価格を上限）
- 必要なもの 購入済みの領収書
- その他 購入後1年以内に申請



子育て期

成長・発達支援

幼稚期後半の集団生活開始後に見えてくる発達障害を早期に把握支援を行うことによって、子どもの自己肯定感を高め、意欲を持って就学を迎えることができるよう、与謝野町では発達サポート事業を実施しています。

理解・共感・早期の支援

本事業は、京都府ガイドラインに沿ってスクリーニングを行います。発達障害の有無ではなく、子どもの苦手なところや集団生活へのなじみにくさをいかに理解するか、そして支援の手立てをどうするかを考えます。

その他の支援内容として、ソーシャルスキルトレーニングがあります。ソーシャルスキルは、社会の中でさまざまな人と良好な関係を築き、協力して仕事をしたり、自分も相手も心地よい距離感を保つために必要なスキルです。

児童手当の支給

一 次代を担う子どもたちへ

次代の社会を担う子どもの健やかな成長のため、児童手当が支給されます。

次代を担う子どもたちへ

す。同時に、子どもの長所や得意なところを保護者や保育者とともに気づき、子どもが自信を深めて就学に向かっていく共通理解をします。

そして、子育て支援の一環として、子どもをどう理解するかについて保護者と一緒に考える機会をつくり、育児不安の軽減につなげます。

支援ファイル「ひまわりノート」では、子どもたちの暮らし、保健・医療・教育・福祉・就労等に関する情報を記録。こども園（保育所・園）から小学校、中学校、高校と生活が変わるたびに支援が途切れないよう、あらゆる分野の人々が連携し、より良い支援につなぐため、全ての年少児に配布しています。

子どもの特性に応じたオリジナルのファイルを作つていきました。

ひまわりノート



支援ファイル「ひまわりノート」では、子どもたちの暮らし、保健・医療・教育・福祉・就労等に関する情報を記録。こども園（保育所・園）から小学校、中学校、高校と生活が変わるたびに支援が途切れないよう、あらゆる分野の人々が連携し、より良い支援につなぐため、全ての年少児に配布しています。

子どもの特性に応じたオリジナルのファイルを作つていきました。

また、日常生活や集団生活において、援を必要とする子どもの成長や発達を促す場として「わんぱくクラブ」「児童発達支援センター『すずらん』」の療育指導と連携をしていきます。

■ 支給額

児童1人当たり年齢に応じて1万円（1万5000円※所得限度額以上）の収入がある方は5000円以上。支給月2・6・10月の年3回で中学校卒業まで

児童・家庭相談事業

児童家庭相談室「クローバールーム」。臨床心理士や元教員の4名が相談員として在籍し、月～金曜日の午後に相談を受け付けています。

近年、不登校や発達障害の児童・生徒が増えています。子ども自身が抱える問題のほか、子

育てに不安のある保護者の相談にも応じ、カウンセリングや発達検査等を実施して、親子の関わり方に関する具体的な手立てをとっています。

幅広い相談やケアに応じ、子どもと保護者が安定した家庭生活を遅れるよう支援することで、虐待防止の役割も担っています。